

令和元年 9 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 63 号

令和元年 9 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年 9 月 12 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 令和元年 9 月 18 日（水）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和元年 9 月 18 日（水曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和元年 9 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今月 9 月に入りまして、9 月というのはほとんど自然災害が多いというような月でございますが、千葉県におかれてはいまだに 10 日以上経ってもですね、電気も水道も通らない。そして被災されている方も多くいらっしゃると思います。皆さんには心からご心配、また元気を取り戻してですね、頑張りたいなと思っております。

さて、6 月議会終わりました 3 カ月、そして今年度も約半年終わろうとしております。そんな中でまず一つはですね、聖火リレーっていう話は先々月くらいですか、新聞にも載っておりました。土庄においては、来年の 4 月 19 日に聖火リレーを、走ってもらいます。ランナーの方は、一応土庄町から県のほうで選定されるのは 3 名と伺っておりますので、あと残り 7 名については各企業からの選出と言いますか、決まった方が走っていただけるということです。それか

らその後オリンピックに関連しまして、ホストタウンということでマルタ共和国、ちょうど地中海にあります。その国とホストタウンということですね、向こうの国の方との交流ができたとか、子ども達がですね、交流もでき、マルタの国というのを知っていただき、また日本国民の皆さんにですね、土庄とマルタが、こういう交流をやっているということが皆さんに周知できたらと思っております。

そして、夏にはですね、先月ですけれども、離島甲子園という話を6月議会の冒頭にお話ししたと思っておりますが、正式に第13回全国離島甲子園大会というのを誘致することにいたしました。期間等につきましては、8月中のまだ決定ではございませんが、オリンピック、パラリンピックの間のあたりを考えております。

そして9月と言いますと、当然敬老会も多いです。各地区でほとんど16日に終わったようでございますけれども、土庄町においてはですね、80歳以上の方が1,995名ということで非常に少子高齢のある中ですね、お年寄りが増えてきているのかなというのが実感でございます。

そして、瀬戸芸の話をもっとしなさいといけないんですけれども、瀬戸内国際芸術祭も夏会期が終わりました。夏会期は7月の19日から8月の25日まで37日間ございまして、この期間中にはですね、31万8,919名の方が訪れております。そのうちにですね、豊島と小豆島に関しましては、10万5,755名。3人に1人は豊島、それから小豆島に訪れているというそういう数字、結果が出ています。3年前の数字よりは多くなっているのかなと思っておりますし、また9月の今月28日から11月4日まで秋会期ということが始まりますので、3年に1度ではございますけれども、瀬戸内国際芸術祭を通して、いろんな方に小豆島の魅力、また瀬戸内の魅力が伝わったかなと思っております。

そして最後になりますけれども、皆さんにお願いがございまして、実は防災訓練、毎年9月にやっております。今年は9月の22日でございまして、北浦地区を中心にやるわけですが、ぜひ議員の皆様におかれましてはですね、この防災訓練にも参加していただき、いつ起こるか分からない災害、そういったのを想定しながら訓練をやるわけでございますので、ぜひ参加のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

本日の提案の議案につきましては、補正予算関係が3件、決算認定が1件、条例関係が7件、財産の取得1件、人事案件15件、その他1件の合計28件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る9月12日、議会運営委員会を開催いたしました。本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月12日、委員会室におきまして、9月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日18日から20日までの3日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に閉会中における継続調査結果について、各常任委員長より報告していただき、その後報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より、議案第1号から議案第13号、同意第1号から同意第14号及び諮問第1号の提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第1号から議案第3号までと、議案第5号から議案第12号までを各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第13号の討論・採決、続きまして同意第1号から同意第14号及び諮問第1号の採決をお願いします。

次に、発議第1号 決算特別委員会の設置について、趣旨説明の後、質疑、討論、採決を行い、決定第1号 決算特別委員会委員の選任についてで委員の指名を行った後、閉会中の特別委員会に議案第4号の付託審査をお願いいたします。

次に、発議第2号 議会活性化特別委員会の設置について、趣旨説明の後、質疑、討論、採決を行い、決定第2号 議会活性化特別委員会委員の選任についてで委員の指名を行います。

次に、請願第1号を総務建設常任委員会に付託いたします。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いいたします。

20日木曜日は、休会とし、21日金曜日は、初めに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき、質疑を行います。

続いて一般質問を行います。一般質問は、通告期限であります9月9日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことになっております。

次に、議案第1号から議案第3号までと、議案第5号から議案第12号までの

討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣についてと閉会中の継続調査申出について採決をお願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、9月議会定例会を終了する予定にしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は本日から20日までの3日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

令和元年9月18日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼総務課長（鳥井基史）	参事兼企画課長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（奥村 忠）	福 祉 課 長（笹山恵子）
健康増進課長（山本真由美）	住民環境課長（三木新治）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（石床勝則）
商工観光課長（蓮池幹生）	教育総務課長（佐伯浩二）
生涯学習課長（宮原正行）	総務課副主幹（島原正喜）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（須藤英彦）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

目 次

令和元年9月18日（水曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	3
開会、開議	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
閉会中の継続調査結果報告	7
（総務建設常任委員会）	7
（教育民生常任委員会）	12
委員長報告に対する質疑	15
（総務建設常任委員会）	15
（教育民生常任委員会）	15
議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～諮問第1号）	15
提案理由に対する質疑（議案第1号～諮問第1号）	24
委員会付託	24
（議案第1号～議案第3号、議案第5号～議案第12号）	
討論、採決	24
（議案第13号、同意第1号～同意第14号、諮問第1号）	
決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第1号）	31
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	32
討論、採決（発議第1号）	32
休憩（午前10時58分）	33
再開（午前10時59分）	33
決算特別委員会委員の選任（決定第1号）	33
休憩（午前11時00分）	34
再開（午前11時03分）	35
決算特別委員会正副委員長の決定	35

委員会付託（議案第4号）	35
議会活性化特別委員会の設置、趣旨説明（発議第2号）	35
趣旨説明に対する質疑（発議第2号）	36
討論、採決（発議第2号）	36
休憩（午前11時07分）	37
再開（午前11時08分）	37
議会活性化特別委員会委員の選任（決定第2号）	37
休憩（午前11時10分）	38
再開（午前11時12分）	39
議会活性化特別委員会正副委員長の決定	39
請願（請願第1号）	39
散会（午前11時15分）	39

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

すいません。失礼いたしました。議長より発言の許可を得ましたので、先ほど議会運営委員会のご報告の中で一部分訂正がございますので、もう一度説明し直しをさせていただきます。

まず、説明途中にありました20日木曜日が休会となっておりましたけれども、申し訳ございません。こちらは19日休会の誤りでございます。19日休会及びその後21日とありましたけれど、その部分を20日というかたちで訂正させていただいたらと思っておりますので、以上日にちのほうの訂正をよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

申し訳ありませんでした。ただ今、議会運営委員長からのご報告ありましたとおり、本定例会は、本日から20日までの3日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において9番川本貴也君、10番井上正清君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、9月18日から9月20日までの3日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月20日までの3日間といたします。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡本経治君。

○総務建設常任委員長（岡本経治君）

おはようございます。

閉会中の令和元年9月4日と9月12日に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

9月4日に商工観光課より、まず日本遺産の認定について、国庫補助対象事業として、2市2町共同で、石の島のガイド養成制度構築事業や日本遺産シンポジウムを行う。また、町単独の事業としては、重岩の遊歩道の修繕や北木島や本島への石の島クルージング、小豆島内の構成文化財を巡るバスツアーを考えているとのことでした。

次に、中国における商標出願については、「香川小豆島」という商標が中国

の個人に登録申請され、登録されてしまうと小豆島をはじめ県内の事業者の中国での事業活動に支障が出ることから、島内食品関係の4組合と小豆島町、土庄町、香川県の7者で共同して異議申し立てを行っていくとのことでした。

次に、パワーボート世界大会については、今年度までに3回にわたって日本パワーボートレース協会の尽力により、日本グランプリを大部地区で行い、北部の活性化に寄与していただいた。日本パワーボートレース協会から、海洋資源を使った地域の活性化を図るため、2021年に小豆島でパワーボートレースの世界大会をやりたいという提案をいただいた。立候補するには自治体の保証金として500万円が必要であるが、開催されなかった場合は返してもらえる。開催されれば活性化に繋がるものと考えているとのことでした。

次に、プレミアム商品券については、事業の概要として、発行総額は、9250万円ほどを予定しており、対象者は非課税の方と子育て世代、基本的には3歳以下の子どもがいる世帯主で、約3,700名であるとのことでした。販売価格は、1冊4,000円で5,000円の額面のものがもらえ、購入限度額は2万で、額面2万5千円の商品券が購入できます。町内郵便局で販売するとのことでした。

今後のスケジュールは、9月の中旬頃までに購入対象者へ商品券購入引換券を送付し、10月1日から商品券の販売、利用、換金業務が開始され、2月28日に商品券の販売が終了し、3月31日に商品券の利用と換金が終了するとのことでした。

次に、近畿日本ツーリストとの包括協定については、昨今瀬戸芸や日本遺産の認定でメディアへの露出が増え、観光面で大きな追い風となっている。こういう良い風を逃さず、観光の町として資源を磨くということで、近畿日本ツーリストから土庄町と包括協定を結んで、一緒に土庄町の資源を磨き上げていきたいという提案があり、今後協定に向けて進めていきたいとのことでした。

委員から、パワーボートの件で、地元はかなり不安な面をたくさん持っているように感じられるが地元の反応はどうかとの問いに、地元で迷惑がかかるのなら、その点は改善してほしいと聞いている。町や地域の活性化については大方の了解は得ていると認識しているとのことでした。

また、近畿日本ツーリストと包括連携協定を結ぶ意図や意味はどの問いに、大きな組織のノウハウ・実績があり、商品開発や情報発信についてはスペシャリストなどところがあるので、そのノウハウを利用していきたいとのことでした。

次に、農林水産課より、次世代産業育成モデル事業の進捗状況について説明がありました。

現在、JAの小豆島町池田港にある小豆ふれあい産直市場にて、市場の調査を兼ねた販売を8月27日より行っており、販売価格は、税抜価格、ベビーリーフ40g入り100円、エディブルフラワー約5輪150円としているとのことでした。

た。やさい工房の企業へのPRとして、郡内14社、うち町内9社に訪問し、収穫物を使いたいところが10社、工場使用に関心があるところが6社あり、この結果を受け、第2回の交流会を7月5日に開催し、県内外より31名の方に参加いただき、やさい工房の現状や収穫物を使った料理を食べながらの意見交換会等を実施しました。参加者からのアンケートにより、収穫物を買いたいとの意見が9件、工場を使いたいとの意見が4件あり、工場を使いたいといった企業に、面談をしている状況であるとのことでした。今後、利用者の公募を行っていくとのことでした。

次に、企画課より、離島甲子園とグランドデザインの進捗状況について説明がありました。

まず、離島甲子園については、離島振興法により指定を受けた離島に在住、もしくは所在する中学校に在籍するものが参加対象とされる大会となっています。来年度の第13回大会は、土庄町での開催が予定されているとのことでした。

次に、グランドデザインの進捗状況については、まず庁内での検討として、7月18日に第1回土庄町グランドデザインプロジェクト会議を開催し、本町を取り巻く状況や分野ごとの住民等の課題認識やニーズの共有を図りました。また、8月9日にはまちづくり講演会を行い、併せて第2回土庄町グランドデザインプロジェクト会議を開催し、グランドデザインの骨子案についての協議を行いました。

今後は、庁外会議のメンバーを決定し、庁内外の会議において地域の特性を生かした将来像をデザインした計画の策定を進めていくとのことでした。

委員から、離島甲子園について、開催町として参加するだけではなく、今後も継続して参加していく方向性を持って進めるという認識なのかとの問いに、地元で大会を行って、次回からは不参加ということはないと思うので続くものと考えているとのことでした。

次に、建設課より、土庄港のかがわ思いやり駐車場制度について説明がありました。

かがわ思いやり駐車場制度は、公共的施設に設置されている障害者等用駐車場、車いすマークがある駐車場を適正に利用していただくため、障害のある方や要介護認定を受けた高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な方に、香川県が「かがわ思いやり駐車場利用証」を交付することにより、障害のある方等に配慮した環境づくりを推進するものであります。

今回、土庄港務所前のタクシー及びホテル等送迎バス待合スペースを思いやり駐車場として、送迎用、渡航用を合わせて9区画を整備する計画とのことでした。

委員から、利用証の交付や周知の仕方はどのようにしているのかとの問いに、

香川県小豆総合事務所で受付している。周知方法は、今後関係各課と連携し、周知していきたいと考えているとのことでした。

次に、9月12日に総務課より6点の説明がありました。

まず、消防団事業について、豊島地区には常備消防がないため、豊島内で救急患者が発生した場合、港までの搬送は、主に地元消防団員が行っています。感染症防止の観点から、常備消防と同様に感染防護衣、手袋、マスクを支給しているが、近年、国内外から観光客が増加しており、事故、けが、急病等により血液による感染症に罹患するリスクが高まっていることから、B型肝炎抗体検査、B型肝炎予防接種、破傷風トキソイドワクチン接種を豊島の消防団員に対して実施するとのことでありました。

次に、ホームページリニューアル事業について、平成25年度の開設以降6年が経過し、その間に瀬戸内国際芸術祭等により土庄町を訪れる外国人も増えてきたが、町のホームページは外国語への対応ができていません。

また年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし、利用できる構成にするなどの課題があります。

今回のホームページのリニューアルでは、土庄町を訪れる外国人に対しての多言語対応や、高齢者や障害がある人でも使いやすい構成、災害時には画像などを排除してアクセス集中となってもホームページを閲覧できる環境を構築するとのことでした。

次に、損害賠償請求事件について、平成30年9月18日に、町を被告として、町が小豆島とのおもしろ観光協会に支払ったエンジェルロード公園案内所運営委託料の一部を、町長に損害賠償請求するよう求める住民訴訟について、令和元年6月14日に原告の請求を棄却する判決がされ、訴訟行為を委任した弁護士に対し報酬金を支払うとのことでした。

次に、旧土庄高校跡地については、まず7月19日に香川県と協議をし、県の方針としては令和3年3月末までに全ての建物について解体、もしくは所有権移転をしたいと考えているが、耐震性のある3号館、体育館については、土庄町で利用目的があれば無償譲渡したいとのことであった。県からは、9月中に町としての方針を出してほしいと言われ、現在、3号館等の利活用について各課に検討を依頼し、町として案を考えているとのことでありました。

委員からは、県の回答の期間をもう少し延ばすということは可能なのかとの問いに、方針が決まらない場合は、県のほうへ期限の延期の申し入れをしようと思っているとのことでありました。

次に、土庄町庁舎建設事業については、実施設計がほぼ終わり、新庁舎と各改修棟に向かう連絡通路の建設で、税込み24億2000万円弱となった。当初は、平方メートルあたり45万円で計算していたが、52万円弱となった。書架や窓口

カウンターも積算に含んだことや、土庄産の木をアピールしたいとのことで地元の木を使うことで、当初の想定より増額となるとのことであります。今後は、現在積算中のやすらぎプラザや診療所棟の改修費用の計画を見直しながら費用を圧縮していくとのことであります。

現在の進捗状況は、実施設計、積算が終わり、これから杭の引き抜き、北側の道路を拡幅する工事が順番に行われる。敷地内の造成については、開発許可を取っているため、完了検査を受けなければいけない。11月末の検査後に申請を出し、許可が下りれば着工する。目標としては、1月中旬くらいに新庁舎の着工が行われるように進めているとのことであります。

委員から、地元産の木を使った場合に増額になるとのことであるが、何が高いのかとの問いに、庁舎という機能上、法的に難燃材や不燃材を使わなければいけない箇所がある。その場合、木の製材は島内のできるが、難燃・不燃の加工が島内ではできないので加工に出すのに費用がかかるとのことでした。また、断熱と節電に関しての質問があり、窓面はペアガラスを使い、太陽高度を検証し、ひさしを出す。また、西側はルーバーで日差しを遮るなどして、省エネになるようにする。50年以上使う建物であり、エネルギー効率などは、現在の基準から最大限効率が良い建物を目指すとのことであります。

また、内装に関して、以前視察に行った庁舎は、職員のみが使う場所は安いクロスを使うなどメリハリがあった。ぜひメリハリを付けてコストダウンできるところはして、お金をかけるべきところはかけるよう見直しをしてほしいとの意見や、現在千葉で停電が起これり庁舎へ携帯電話の充電に来ているという報道もあり、防災設備でもあるので災害時に対応できるようにしてほしいとの意見がありました。

次に、離島地域でのドローンによる災害に強いネットワークづくりについて説明がありました。中山間地域や離島地域等では、郵送コストの上昇や働き手不足により経路維持が今後困難になっていくことが予想され、それが人口流出・過疎化につながると懸念されている。

また、災害時には交通手段の分断等により地域の孤立化が問題となっていることから、ドローンを活用して物流ネットワークを構築するようとするものであり、土庄町で実証実験を行うために、ドローンの拠点として太陽光発電と蓄電池を町内5カ所に整備する。ドローンの運航・運営については、民間の運行事業者が行う予定である。

ドローンを災害時の避難場所に置けば、災害等により電力が分断された場合でも避難場所の電力の確保や平常時の必要電力の削減が期待できるとのことでした。

委員から、実証実験は、他の地域でも行っているところはあるのかとの問い

に、島根県美郷町で同様の計画を進めているとのことであります。また、実証実験が終了した後に、整備した設備等はどうなるのかとの問いに、土庄町の所有になるため、災害の拠点で太陽光発電がない所を5カ所選定しているとのことであります。

また、整備には補助金を活用するが、整備後の維持管理はどう考えているのかとの問いに、現在積算中とのことであります。

また、太陽光発電は、断線が起こって発火・発熱する危険性がある。災害時に風で飛ぶ危険性や廃棄の問題もある。そのあたりも含めて、導入を検討してほしいとの意見がありました。

以上で、閉会中に開催された総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 岡野能之君。

○教育民生常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

閉会中の9月4日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容について、ご報告申し上げます。

教育総務課より、保育料の無償化について説明があり、国の目的として、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速すること。また生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り込まれるものとされているため、10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳児に対して無償化する。0、1、2歳児については、今まで同様保育料が必要となる。

3歳から5歳児の給食費については、食材料費として、国の基準では月額、保育所籍の2号認定の子どもでは、月額で主食費3,000円、副食費4,500円、合計7,500円だが、土庄町は、主食費800円、副食費4,500円、合計5,300円徴収する。また幼稚園籍の1号認定の子どもは、主食費650円、副食費3,450円、合計4,100円徴収する。3人目以降の子どもについては、免除制度を設けて、現在の負担より増えることのないよう制度を設けるとの説明を受けた。

次に、こども園の施設整備については、7月29日に行った、教育民生常任委員会の視察で、各園からの要望のある施設整備の対応について説明を受けました。

大鐸こども園は、木製遊具の老朽化に伴う危険性について、来年度に予算要望し、撤去する。

北浦こども園は、園庭県道側にある記念碑の危険性については、見目自治会

との協議の中で、撤去、移設は難しいという結論となり、園と相談し、安全対策として柵を設けるなど園児が近寄れないよう安全対策で対応することとする。

四海こども園は、園舎等の老朽化に伴う危険性については、保護者及び園から修繕要望があった外部フェンスの取り換えや床の修繕、また保育室のクロス張り替え等は順次実施している。

その内、地域から強い要望のある園舎の建て替えについては、四海地区の中で意見をまとめ、要望書が提出されている。また、今後園児の生命に関わるような修繕の必要性が生じたときは、その都度対応するとのことでした。

委員より、北浦こども園の記念碑の柵は、どのようなものを考えているのかとの質問があり、具体的にはまだ考えていないが、園児の安全を第一に柵を設けるとの回答があった。

次に、池田小学校に併設する特別支援学校の進捗状況は、昨年12月に基本計画ができて、現在は用地交渉を行っており、1月末ぐらいで終了し、その後造成に入り、開園は、令和5年4月開校を予定しているとの説明を受けました。

次に、生涯学習課から4点説明があり、1点目の小豆島スポーツーズについては、平成29年7月1日に設立し、土庄町総合型地域スポーツクラブとして、2年間の活動を経て、これまでの任意団体としての位置づけから、一般社団法人小豆島スポーツーズとして新たに出発することになったとのことでした。

今後の方向性として、今までと同様に土庄町との協力関係を維持し、どこでも誰でもスポーツを楽しむ環境づくりを通して地域社会の発展に寄与することが重要としているとの説明があり、委員より、法人化すれば、これからは町から予算が出てやるのではなくて、独自で運営していくということかとの質問があり、土庄町との協定もあり、今後も連携はしていく。放課後子ども教室の中の委託事業等に対する予算は出るが、人件費は出ないとの回答があった。

次に、放課後子ども教室の設置場所について、昨年12月4日の教育民生常任委員会で、土庄教室・湊崎教室の設置場所を、土庄こども園開園に伴い、閉園予定となっている湊崎幼稚園の跡地に移転しようとして計画していると説明していたが、その後の調査報告で、湊崎幼稚園跡地が、土砂災害危険区域内にあるということが判明したため、現在使用している旧中央図書館で当分の間進め、新たな候補地を検討しているとのことでした。

委員より、調査不足というところは否めない、今後の是正をお願いしたい。また、旧中央図書館は土砂災害危険区域には入らないのかとの質問に、一部かかっているため、早急に考えないといけないと思っているとの回答がありました。また、危険箇所と明らかに分かっているのであれば、中央公民館で一つにまとめたり、愛の園跡等も利用できる可能性がある。早急に別の場所を検討してほしいという提案に対しては、4カ所ぐらいを考えている。中央公民館でまと

めてするのも一つの方法かと思うとの回答がありました。

次に、旧土庄高等学校体育館及び上庄第二グラウンドの使用貸借について説明があり、香川県所有の土庄高等学校体育館及び上庄第二運動場について、9月以降、契約がまとまりしだい、土庄町が香川県から無償で使用貸借することになった。また、上庄第二グラウンドは、来年8月に予定している離島甲子園の会場の一つとして使用する予定とのことでした。

次に、総合会館大ホールの空調設備についての説明があり、建設から20年経っており、大ホールの空調設備のうち、1機が6月16日、運転中に自動停止し、業者に原因の調査を依頼したところ、部品老朽化による設備内の気密不良であることが判明したため、設備の分解修繕を行うとの説明がありました。

委員より、生涯学習施設で使用限度を超えている部分を精査し、今後の整備の予定を組んでいただきたいとの意見があり、どの施設も老朽化しており、不備が出ている状況であるので、延命・新設も含めて精査し、情報提供していくとの回答がありました。

次に、住民環境課より、小江一般廃棄物最終処分場の現状とごみ減量化推進事業について説明があり、埋め立て残容量は非常に厳しい状況になっているとのことであります。

処分場の延命化を図るため、本年1月から、ごみ減量化推進事業に取り組んできた。燃えないごみの中には、燃えるごみ、資源ごみが混ざっており、手選別により、仕分けをし、減量化を図っている。処分実績を容積と重さで計ったところ、ごみの減量がされたと考えているとのことでした。新処分場建設も含めて、今後ごみの減量化・資源化について、町民の方のご協力をいただくために広報紙などで、周知を行っていききたいとの説明がありました。

委員より、分別により体積で10分の1、重さで3分の1になっている現状を、教育現場、自治会の総会等で周知をしていただきたいとの意見があり、担当が小学校に出向いて、ごみの資源化、分別減量化についての出前講座をすることが予定されているとの回答がありました。

また、委員より、分別方法が分からないため、仕分けの表、看板等の設置をとの意見があり、現在の仕分け表の見直しを検討している。集積場の掲示についても、検討しているとの回答がありました。

また、委員より、資源ごみの収集日を増やす予定はあるのかとの質問があり、業務の中身を精査しながら月2回資源ごみの収集ができないか検討しているとの回答がありました。

次に、福祉課より、土庄町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について説明があり、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正により、災害援護資金の支払い猶予に関する規定や償還免除の規定が定められた

ため、適用できるよう条例を改正するとの説明がありました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上げ、提案理由の説明（議案第1号～諮問第1号）

○議長（濱野良一君）

日程第4、議案第1号 令和元年度土庄町一般会計補正予算（第2号）の件から、日程第31、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。

お手元議案書の1ページをお開きください。議案第1号、令和元年度土庄町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明いたします。

歳出としまして18ページ、19ページをお願いします。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の職員給与費は、総務課の災害時対応等による時間外手当の不足見込分、企画課の域学連携事業関係に伴う時間外手当の不足見込分、合わせまして186万4千円でございます。

次の総務事務費の郵便料96万円は、職員による郵便手配りを平成18年5月から実施しておりますが、職員の減少により費用削減効果が下がり、また職員の負担も大きいことなどから廃止することとした結果、補正するものでございます。

訴訟行為委託料105万9千円は、訴訟案件での裁判による弁護士への委任報酬金でございます。

6目 財産管理費の管財事務費146万3千円は、健康増進法の一部改正により令和元年度から庁舎敷地内の全面禁煙が義務化されました。例外的に厚生労働省令に基づく措置が実施された屋外の場所であれば、特定屋外喫煙場所の設置が可能で、現在一時的に設置している喫煙所に代わりプレハブのスモーキングルームを設置するものでございます。新庁舎が完成すればそちらへ移設いたします。次の土庄町庁舎建設事業の補償費140万4千円は、旧土庄中央病院敷地内にある電柱2本が新庁舎の駐車区域内において支障があるため、撤去、移設に要する費用となります。

7目 企画費の離島振興事業は、来年に土庄町で開催を予定しております離島甲子園2019の視察に係る経費です。3人分の県外旅費40万円と現地での自動車借上料6日分で4万1千円、合わせて44万1千円でございます。

次のコミュニティ助成事業140万円は、本町太鼓台の布団修繕と法被制作を行います。全額、宝くじによるコミュニティ助成事業助成金を充当いたします。

8目 交通安全対策費20万円は、老朽化等により破損及び倒壊したカーブミラー、ガードパイプ6カ所を修繕するための当初予算からの不足分20万円でございます。

11目 豊島交流センター維持管理費は、風除室の南側ドアが老朽化のために破損し、修繕費用30万8千円と、敷地内のヤシの木が、手入れが難しいほど危険な高さになったため伐採撤去する費用5万7千円でございます。

下段、2項 徴税费、2目 賦課徴収費の賦課徴収事務費は、税務署申告に伴う還付金114万2千円と現予算との差額108万3千円でございます。

20ページ、21ページをお願いします。4項 選挙費、3目 土庄町議会議員選挙費は、4月21日執行の精算により不用額313万9千円を減額するものでございます。

22 ページ、23 ページをお願いします。3 款 民生費、1 項 社会福祉費、2 目 高齢者福祉費の老人ホーム入所措置事業 43 万円は、平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月までの個人負担について算定誤りがありましたので還付する費用でございます。

4 目 国民年金事務費の 16 万 2 千円は、消費税の制度改正に伴うシステム改修に係る委託料で、全額国費を充当いたします。

中段、2 項 児童福祉費、4 目 保育所費の私立・町外保育所運営事業 34 万 4 千円は、土庄保育園が一時預かり事業を実施するための補助金でございます。国 3 分の 1、県 3 分の 1 の補助がございます。

9 目 こども園費の公立認定こども園維持管理費 57 万 8 千円は、旧双葉保育所を四海こども園として使用しておりますが、施設の老朽化による修繕費として、隣のみなど診療所との間のフェンスの修理、壁のクロス張替え、遊戯室のステージ幕移設の費用です。

下段、4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、2 目 予防費の母子保健事業 28 万円は、老朽化により故障した高圧蒸気滅菌器、オートクレープの備品購入費でございます。

3 目 環境衛生費の老朽危険空き家対策事業 800 万円は、国費の追加交付により 5 件分の事業を実施するものです。

次の二酸化炭素排出抑制対策事業 500 万円は、地球温暖化防止対策を進める普及啓発活動で一般社団法人 低炭素社会創出促進協会から 500 万円が交付され、日本充電インフラ(株)へ委託して実施するものでございます。

24 ページ、25 ページの上段にまいります。5 款 労働費、1 項 労働諸費、2 目 働く婦人の家運営費の働く婦人の家維持管理費 51 万 1 千円は、調理実習室のエアコンの故障による修繕費でございます。

中段、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、3 目 農業振興費のグリーンツーリズム推進事業は新規事業でございます。農林漁家の体験民宿実践者への支援として補助するもので、事業費 30 万円に対して県費 2 分の 1、町 4 分の 1、事業者 4 分の 1 の割合で負担し、町の負担は 7 万 5 千円となります。

次の新規就農者サポート事業も新規事業です。農業に新規従事したい者への支援事業で、就農者への指導・育成に要する経費 45 万円を補助いたします。全額県費補助になります。

5 目 農地費の町土地改良事業は、黒岩の西山池の埋め立て土量の増加により法面保護が新たに必要になったため工事費 98 万 3 千円の補正と、予定していましたが補助事業が完了したため新たな要望として 2 件分の 50 万円を計上するものでございます。

次のため池ハザードマップ支援事業は、当初ため池ハザードマップ 26 カ所分

の委託料 200 万円を計上しておりましたが、実際の作成単価との差異が大きかったため、ハザードマップ作成を 1 カ所 300 万円とし、不足分 100 万円の補正及びため池浸水想定区域地図作成 11 カ所の委託料 300 万円を新たに追加いたします。全額県費補助でございます。

下段、2 項 林業費、1 目 林業振興費の造林補助事業 54 万 8 千円は、新庁舎建設用の杉を確保するためのもので、単価の 27%分を補助として計上しております。

次の林道整備事業 98 万 5 千円は、琴塚から山の観音までの林道の側溝に堆積するごみ等の除去費用でございます。

26 ページ、27 ページの中段になります。3 項 水産業費、1 目 水産業振興費の海底堆積ごみ回収事業 112 万 1 千円は、豊島甲生支所が新たに行う事業分を計上しております。国庫補助金 90%、県費補助金 5%で、町負担は残り 5%でございます。

次のみんなの 6 次化応援事業は、新規事業でございます。四海漁協が行うハモ事業の新商品開発、商品 P R、ホームページ開設による情報発信のための事業費 160 万円のうち事業者負担が 4 分の 1、これを除いた 120 万円を計上いたしております。

下段にまいりまして、7 款 商工費、1 項 商工費、1 目 商工総務費の職員給与費は、瀬戸内国際芸術祭 2019 及び各イベント実施等に伴う業務量の増加による職員の時間外手当 230 万 3 千円でございます。

2 目 商工業振興費の商工業振興事務費は、中国で商標登録申請された「香川小豆島」を使った商標に対し異議申し立てを行う費用でございます。3 つの申請に対して申し立ての手数料とこちら側で認証登録する手数料、合わせまして 24 万 5 千円の計上です。

3 目 観光費の観光事務費は、ここ 3 年開催した大部でのパワーボートレースの世界大会が 2021 年に開催される予定で、開催地として立候補するための負担金 500 万円を日本パワーボート協会へ負担金として出すものでございます。他の候補地が選定されれば、戻し入れされる予定でございます。

次の瀬戸内国際芸術祭事業は、沖之島での作品展示が開幕直前に確定したため実行委員会の協議により案内所経費として必要になった額 310 万 1 千円と、沖之島での仮設簡易トイレのくみ取りに係るフェリー借り上げ料として 4 回分の 56 万 2 千円でございます。財源は、観光振興基金 310 万円を一部充当いたします。

下段から 28 ページ、29 ページの上段にかけまして、日本遺産推進事業は、2 市 2 町で取り組んでおりますが、町単独の事業として広告料 55 万円、日本遺産商品造成等委託料 220 万円、小瀬の重岩頂上周辺の手すり古くなって危険な

状態のため、以前片側を修繕しましたが、安全対策としてもう片側も直す工事費 220 万円です。全額観光振興基金を充当いたします。

4 目 プレミアム付商品券事業は、消耗品費の不足見込額 6 万 9 千円と、委託料の減額 815 万 5 千円は、国の交付決定による減額でございます。なお、概算交付でございますので、最終的には実績での精算となる予定です。

中段にまいりまして、8 款 土木費、1 項 土木管理費、1 目 土木総務費の土木総務事務費 11 万 3 千円は、現在 5 ライセンスを取得しております CAD システムについて 1 ライセンス追加するためのものです。

下段から次の 30 ページ、31 ページの上段にまいりまして、2 項 道路橋りょう費、1 目 道路維持費の町道維持管理費は、9 件、740 万 3 千円と道路台帳補正業務追加 131 万 7 千円です。

次の沖之島渡船運航費は節の組み替えでございます。

中段にまいりまして、3 項 河川費、1 目 河川総務費の河川等維持管理費は、4 件、200 万 2 千円、次の自然災害防止事業（河川）は、2 件、720 万 5 千円です。

下段にまいりまして、4 項 港湾費、1 目 港湾管理費の港湾施設維持管理費は、3 件、216 万 7 千円及び駐輪禁止看板、防水防塵仕様デジカメ、ポータブル発電機の購入費 24 万円でございます。

32 ページ、33 ページの上段にまいります。5 項 都市計画費、2 目 都市下水路管理費の都市下水路維持管理費は、3 件、236 万 5 千円です。3 目 都市下水路建設費の社会資本交付金事業（大谷ポンプ場新設・下水路長寿命化）は、電柱移転の補償費 71 万 5 千円です。

中段にまいりまして、6 項 住宅費、2 目 改良住宅管理費の改良住宅維持管理費は、行者原及び森田の住宅合わせて 3 室の退出による修繕 170 万円と現場作業用のインパクトドライバーの購入費 1 万 8 千円です。

下段から 34、35 ページの上段にかけまして、9 款 消防費、1 項 消防費、2 目 非常備消防費の消防団運営事業は、北浦分団ポンプ車の寄贈が決定し、無線機の載せ替え、自賠責保険、重量税の発生費用 39 万 8 千円及び豊島分団員 40 名への B 型肝炎及び破傷風ワクチン接種手数料 106 万 2 千円、6 分団へ配布する AED 購入費 266 万 7 千円でございます。

次の消防団施設維持管理費は、刈崎分団屯所及び北浦分団屯所の修繕費 95 万 7 千円と香川県水道企業団消火栓維持管理負担金 554 万 1 千円は、7 件の布設替え、1 件の新設工事、3 件の移設費でございます。

中段にまいりまして、10 款 教育費、2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校維持管理費は、Windows7 のサポート切れに対応して最低限の更新費用 385 万 6 千円でございます。サーバー 2 台、パソコン 5 台、サーバー保守委託料でござ

います。

次のいじめ・不登校・暴力行為の未然防止事業は、県からの採択確定が当初予算後のため新規事業となっております。昨年度も補正対応いたしましたものです。県 100%の委託事業で、児童生徒の交流を通じて未然に防止することを目的として、交流会等で使用する消耗品、遊具購入費 10 万 6 千円を計上いたしております。

次の道徳教育地域支援事業も県からの採択確定が当初予算後のための新規事業でございます。昨年度も補正対応したものです。道徳教育、人権教育に関して講師を招聘しての啓発、研究大会への参加、消耗品費等に 20 万円を計上いたしております。県 100%の委託事業であります。

下段から次の 36 ページ、37 ページの上段にかけまして、3 項 中学校費、1 目 学校管理費の中学校維持管理費は、小学校と同様に Windows7 のサポート切れに対応して最低限の更新費用 203 万 6 千円でございます。サーバー一式、パソコン一式、サーバー保守委託料でございます。

下段にまいりまして、4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の自主事業運営事業は、観光関係の講師として松坂健氏を講師として講演会を開催するための費用 49 万 9 千円です。

2 目 公民館費の公民館運営事業は、人事異動に伴う施設の防火管理関係の資格取得講習の負担金で、中央公民館、湊崎公民館、図書館の 3 施設の職員 3 名分、2 万 2 千円でございます。

次の公民館維持管理費は、子育て支援センターが 6 月末で移動した湊崎公民館の空調点検委託料 17 万 6 千円です。

4 目 図書館費の中央図書館維持管理費は、図書類の購入 5 万円でございます。小豆島ライオンズクラブからの寄附金を充当いたします。

5 目 人権教育費の人権教育研究推進事業は、先ほどの道徳教育地域支援事業と同様に、道徳教育、人権教育に関する消耗品、講師を招聘しての啓発、研究大会への参加費として 53 万円を計上いたしております。県 100%の委託事業でございます。

38、39 ページの上段にまいります。5 項 保健体育費、3 目 体育施設費の体育施設維持管理費は、旧土庄高校体育館及び上庄グラウンドを 9 月 1 日より借りるための費用 997 万 1 千円、総合会館の空調設備修繕費 556 万 4 千円でございます。

中段にまいりまして、11 款 災害復旧費、1 項 農林水産業施設災害復旧費、2 目 農業用施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業 30 万円は、台風 10 号による修繕 30 万円でございます。内訳は、豊島唐櫃の水路越水対策 20 万円と家浦の旧中学校周辺に仮設ポンプ設置 10 万円でございます。

3目 漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業 100万円は、田井、唐櫃、小部漁港での台風10号による漂着ごみの処分費、破損した駐輪場屋根の修繕費、土砂の浚渫費でございます。4目 林業施設災害復旧費の林業災害復旧事業 275万円は、台風10号により琴ノ上林道路肩の石が崩れた箇所への復旧工事費でございます。

下段にまいりまして、2項 公共土木施設災害復旧費、1目 公共土木災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業 375万4千円は、台風10号による被災11件の修繕費でございます。

1ページにお戻りください。以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては、30年度の繰越金を充当しております。今回の補正額は、1億915万5千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと91億2603万1千円となります。

次に、第2条 債務負担行為の補正については、8ページ第2表のとおり1事業について期間、限度額を変更いたしております。

次に、第3条 地方債の補正については、同じく第3表のとおり1事業について変更いたしております。

次に、議案書43ページをお開きください。議案第2号 令和元年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出として50ページ、51ページをお願いします。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の一般管理事業は、電力量計の取り替え13万3千円、給水加圧ポンプ修繕85万9千円、ターミナルビル漏水修繕30万円、駐車場照明器具修繕31万4千円、四国行政評価支局より指摘されているターミナルビル内、点字ブロック敷設77万円、合わせまして237万5千円でございます。

43ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は237万5千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと5333万4千円となります。

次に、議案書53ページをお開きください。議案第3号 令和元年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして60ページ、61ページをお願いします。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の一般管理事業は、やすらぎプラザに介護事業用専用端末を新規に設置し、福祉課との業務効率化を図るための費用10万1千円でございます。

中段、2項 徴収費、1目 賦課徴収費の賦課徴収事業は、還付金不足額20万円の計上であります。

下段にまいりまして、6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 償還金の返還金事業は、過年度、平成30年度分の国庫負担金等の精算による返還金

3061 万円でございます。

53 ページにお戻りください。以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 3091 万 1 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 19 億 3950 万 6 千円となります。

次に議案書 62 ページをお開きください。議案第 4 号 平成 30 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案書 63 ページをご覧ください。議案第 5 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。変更内容は、64 ページから 67 ページに記載しております。

次に、議案書 68 ページをお開きください。審議資料は 1 ページから 10 ページでございます。議案第 6 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例については、本年 10 月から消費税が 10 パーセントに引き上げられることに伴い、各種使用料等の額を定める規定等を改めるため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 74 ページをお開きください。審議資料は 11 ページから 13 ページです。議案第 7 号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、印鑑登録事務処理要領の一部が改正されたことにより、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書 76 ページをお開きください。審議資料は 14 ページから 16 ページでございます。議案第 8 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されることに伴い、改正箇所を引用する関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書 78 ページをお開きください。審議資料は 17 ページでございます。議案第 9 号 土庄町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除範囲の拡大、償還免除の特例について変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 79 ページをご覧ください。審議資料は 18 ページです。議案第 10 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部が改正されることに伴い、改正箇所を引用する本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 80 ページをお開きください。審議資料は 19 ページから 49 ページです。議案第 11 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法施行令並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 89 ページをお開きください。審議資料は 50 ページです。議案第 12 号 土庄町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨に鑑み、成年被後見人等に対する消防団員の任免に関し、欠格条項を削除するとともに、その他所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書 90 ページをお開きください。審議資料は 51 ページでございます。議案第 13 号 財産の取得については、Windows7 のサポート終了に伴うデスクトップパソコン本体及び液晶ディスプレイの更新のため、機器一式を購入することについて、議会の議決を求めるものです。財産の種類としましては物品、取得する財産はデスクトップ本体、液晶ディスプレイ各 80 台。取得価格 6,030,720 円。契約の相手方としまして、香川県小豆郡土庄町甲 666 番地 2、有限会社信和機器商会 代表取締役 池本信次。説明は以上でございます。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、議案書 91 ページ、同意第 1 号、土庄町農業委員会の委員の任命についてで、令和元年 11 月 30 日をもって土庄町農業委員会の委員の任期が満了するため、谷忠敏氏を新たに土庄町農業委員の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。そのあと 104 ページの同意第 14 号まで、14 名の同意案件でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、諮問第 1 号、ページは 105 ページでございます。諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の島本若美さんが本年 9 月 30 日をもって任期 3 年でございます。満了となるので、後任に佐々木明美さんを推薦いた

したく、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

これもちまして提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～諮問第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今説明のありました議案第 1 号から諮問第 1 号までの一括質疑を行います。なお、議案第 1 号から議案第 3 号までと、議案第 5 号から議案第 12 号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会負託の主旨を十分ご理解の上、質疑をお願いいたします。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から諮問第 1 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 3 号、議案第 5 号～議案第 12 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今議題となっております日程第 15、議案第 1 号から議案第 3 号までと、議案第 5 号から議案第 12 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 3 号までと議案第 5 号から議案第 12 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（議案第 13 号、同意第 1 号～同意第 14 号、諮問第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 16、議案第 13 号 財産の取得について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第17、同意第1号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第18、同意第2号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 2 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 19、同意第 3 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 3 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 20、同意第 4 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 4 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 21、同意第 5 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 5 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 22、同意第 6 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 6 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 23、同意第 7 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 7 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 24、同意第 8 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 8 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 25、同意第 9 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 9 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 26、同意第 10 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 10 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 27、同意第 11 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 11 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 28、同意第 12 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 12 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 29、同意第 13 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 13 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 30、同意第 14 号 土庄町農業委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 14 号を原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 31、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。諮問第 1 号を原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

決算特別委員会の設置、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 32、発議第 1 号 決算特別委員会の設置については、議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

発議第 1 号について趣旨説明をさせていただきます。

決算特別委員会の設置について、別紙のとおり土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

平成 30 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第 109 条及び土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置しようとするものであります。

委員会の名称は、決算特別委員会、設置の期間 議決の日から決算審査終了までとし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする。委員の定数は 7 人で、設置の理由としましては、決算の重要性を考慮し、町の財政構造、行政効果の達成状況等について特に精密な検討を加え、今後予算案の審査上参考としたいので、専門的に審査を行うため、特別委員会を設置しようとするものであります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 1 号 決算特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで休憩し、議案の配布をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

決算特別委員会委員の選任（決定第1号）

○議長（濱野良一君）

日程第 33、決定第 1 号 決算特別委員会委員の選任についてを議題と致します。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会委員に、1 番茂木邦夫君、2 番鈴木美香君、3 番福本達雄君、4 番三木俊明君、8 番福本耕太君、11 番木場隆司君、私 濱野良一。以上 7 名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名の諸君を、決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君が、決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思います。委員は委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 00 分

再 開 午前 11 時 03 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長選任

- 議長（濱野良一君）
休憩中に決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。委員長に茂木邦夫君、副委員長に三木俊明君。以上でございます。

委員会付託（議案第 4 号）

- 議長（濱野良一君）
日程第 7、議案第 4 号 令和元年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮り致します。議案第 4 号については、先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 4 号については、決算特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議会活性化特別委員会の設置、趣旨説明（発議第 2 号）

- 議長（濱野良一君）

日程第 34、発議第 2 号 議会活性化特別委員会の設置については、議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。

7 番 高橋正博君。

○7 番（高橋正博君）

発議第 2 号の趣旨説明をさせていただきたいと思います。

発議第 2 号 議会活性化特別委員会の設置については、朗読により、提案理由といたします。

議会活性化特別委員会の設置について、土庄町議会委員会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

委員会の名称 議会活性化特別委員会、設置の根拠 地方自治法第 109 条及び土庄町議会委員会条例第 5 条、設置の期間 議決の日から調査終了までとし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする。委員の定数 6 名、設置の理由 地方分権改革以降、議会に求められる役割と責任は格段に重くなっている。住民の代表機関として、政策立案機能、監視機能などの充実・強化を図るとともに、議会の透明性の確保及び住民に開かれ、信頼される議会を目指し、議会活性化推進の方策を調査検討するため、本委員会を設置するものである。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 2 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 2 号 議会活性化特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで休憩し、議案の配布をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

議会活性化特別委員会委員の選任（決定第2号）

日程第 35、決定第 2 号 議会活性化特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会活性化特別委員会委員に、1 番茂木邦夫君、4 番三木俊明君、5 番岡野能之君、6 番岡本経治君、7 番高橋正博君、わたくし濱野良一以上、6 名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名の諸君を、議会活性化特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名の諸君が、議会活性化特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長(濱野良一君)

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会活性化特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思えます。委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 10 分

再 開 午前 11 時 12 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

議会活性化特別委員会の正副委員長選任

- 議長（濱野良一君）
休憩中に決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。
委員長に高橋正博君、副委員長に岡野能之君。以上でございます。

請願（請願第 1 号）

- 議長（濱野良一君）
日程第 36、請願第 1 号「所得税法第 56 条の廃止」の意見書採択を求める請願を議題といたします。
請願第 1 号は、お手元に配布いたしました請願文書表のとおりです。
土庄町議会会議規則第 91 条により、総務建設常任委員会に付託いたします。

散会

- 議長（濱野良一君）
以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
なお、午後 1 時より 委員会室にて、総務建設常任委員会を、終了後、引き続いて、教育民生常任委員会を開催しますので、よろしくお願いたします。

散 会 午前 11 時 15 分